

特許権・商標権・実用新案権・意匠権
著作権 等を保有の皆様へ

知的財産 担保融資 ご案内！

特許権

商標権

実用
新案権

意匠権

著作権

知的財産担保融資とは

お客さまがお持ちの権利化した特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権等の知的財産権について、豊和銀行指定の外部評価会社※による評価を受けていただき、その知的財産権に担保権を設定し、評価額の一定割合の範囲内でご融資を行うものです。

※外部評価会社について

会社名	株式会社パテントファイナンスコンサルティング	資本金	50百万円
代表者	代表取締役 日野 慎二	所在地	東京都港区北青山2-7-26 フジビル28 2階
設立	2004年1月9日		



「知的財産・技術・ノウハウ」に対する第三者の客観的評価を得ることで…

- ・ 対外的信用力の向上につながるのでは？
- ・ 不動産以外の資産として、金融機関の評価・融資にプラスになるのでは？
- ・ 数値化することで、今後の経営戦略に活かせるのでは？

知的財産権の評価要領

種類	価値評価の概要	評価費用	融資額上限
スタンダード版	・ 知的財産の権利性のテューデリジェンス・類似特許調査 ・ 技術や製品の市場性、競合との比較優位性 ・ 市場性等を踏まえた知的財産権価値評価	1百万円前後 (交通費・担保設定費用は別途) 評価期間 約3週間	評価額の 50%
簡易版	・ 所有知的財産の一覧表 ・ 技術や製品の市場性の簡易調査 ・ 知的財産権の簡易価値評価	300千円(税別) (交通費・担保設定費用は別途) 評価期間 約2週間	評価額の 30%

注) 評価費用はお客さまのご負担となります

評価の手順



融資要領

- 対象となるお客さま／大分県、福岡県、熊本県内に本社または主たる営業所を有し、特許権等の知的財産権を有している法人もしくは個人事業主の方。(業種は問いません)
- 融 資 金 額／原則、知財担保評価額に対し、スタンダード版:50%、簡易版:30%を上限とします。
- 融 資 期 間／原則、1年以上。
- 担 保 設 定／原則、知的財産権に担保を設定させていただきます。
- そ の 他／上記以外の条件につきましては、お客さまの事業内容、事業計画等をうかがったうえで、個別にご相談させていただきます。なお、本融資のご利用に際しては、弊行所定の審査が必要となりますので、予めご了承ください。